

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十二号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中レを削り、ソをレとし、ツからムまでをソからラまでとし、同表第三項中へを削り、トをへとし、チからヲまでをトからルまでとし、同表第四項中ルをヲとし、ニからヌまでをホからルまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 高精度3Dスキャナ	一時間	一、二二〇円
-------------	-----	--------

別表第一第一号の表第五項中ネを削り、ナをネとし、ラからクまでをナからオまでとし、同表第七項中ヲを削り、ワをヲとし、カからソまでをワからレまでとする。

別表第二第二一号の表第二項中

(7) 摩耗強さ試験	一試料	八五〇
(8) 滑脱抵抗試験	一試料	一、〇七〇
一項目	一項目	

円	円
を	
(7) 摩耗強さ試験	一試料
一項目	八五〇円
に、	

(9) ぬれ	(8) 粒度	(7) 食品 験	(6) 防水	(5) 収縮	(4) ピリ	(3) 織度
--------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------

試験	一試料	五六〇円
ング試験	一項目	八四〇円
率試験	一試料	七九〇円
度試験	一項目	七六〇円
材料等の物性試験	一試料	四、六八〇円
分布試験	一項目	五、三三〇円
性試験	一試料	三、三〇〇円
	一測定	（一測定を増すごとに九三〇円を加える。）

八四〇円
七九〇円
七六〇円
四、六八〇円
五、三三〇円
三、三〇〇円
（一測定を増すごとに九三〇円を加える。）

に、

(2) 溶剤による試験	一試料	五二〇円
(3) 耐光性試験	一項目	九八〇円
	（一〇時間までを増すごとに七五〇円を加える。）	

を

を

(3) ピリング試験	一試料	
(4) 収縮率試験	一試料	
(5) 防水度試験	一項目	
(6) 食品材料等の物性試験	一試料	
(7) 粒度分布試験	一項目	
(8) ぬれ性試験	一試料	
	一測定	

(2) 耐光性試験	
一試料 一項目 (一〇時間を以 内)	九八〇円 (一〇時間まで を増すごとに七 五〇円を加える。)

に改め、同表第三項中

(8)

非接触三次元測定機 による測定	一試料	一五、五〇〇円
	一測定	(一測定を増す ごとに五、七八 〇円を加える。)

を

(8) 非接触三次元測定機 による測定	(9) 高精度3Dスキャナ による形状測定
------------------------	--------------------------

一試料	一五、五〇〇円
一測定	(一測定を増す ごとに五、七八 〇円を加える。)
一時間	五、四一〇円 (一時間を増す ごとに四、五四 〇円を加える。)

に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表第一項、第三項、第五項及び第七項並びに別表第二第一号の表第二項の改正規定は、公布の日から施行する。